

## 【委員会記録】

笠井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(11 時 20 分)

これより、県土整備部関係の審査を行います。

県土整備部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、追加提出議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

### 【追加提出議案等】(資料①)

- 報告第4号 徳島県継続費精算報告書について
- 報告第6号 平成 23 年度決算に係る資金不足比率の報告について

### 【報告事項】

- 指定管理者の応募状況について(資料②)
- 一般国道 438 号木屋平川上ヘリポートの完成について(資料③)

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

今議会における県土整備部関係の追加提案につきまして、御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料(その2)の目次をごらんください。

今回、御審議いただきます案件は、その他の議案等といたしまして、継続費精算報告書及び資金不足比率の報告についてでございます。

それでは、資料の1、2ページ、一般会計継続費精算報告書でございます。平成 19 年度から平成 23 年度にかけて継続費を設定いたしました東環状大橋上部工架設事業及び平成 21 年度から平成 23 年度にかけて継続費を設定いたしました宮島江湖川橋上部工架設事業、東平橋上部工架設事業、相名トンネル新設事業のそれぞれの事業につきまして、平成 24 年2月定例会において、お認めいただきました変更額のとおり、精算したことを報告するものでございます。

次に、3ページ、平成 23 年度決算に係る資金不足比率の報告についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第1項の規定に基づきまして、県土整備部が所管いたしております流域下水道事業特別会計と港湾等整備事業特別会計の2事業会計について、平成 23 年度決算に係る資金不足比率を報告するものでございます。表の資金不足比率の欄にバーで記載しておりますとおり、両会計とも資金不足額は発生しておりません。

続いて、4ページ、資金不足比率の議会への御報告に先立ちまして、同法の規定により、県監査委員による審査をお願いしております。その結果、見開きの5ページに記載しております資金不足比率審査意見書の「第3 審査の意見」欄にございますとおり、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正なものとして認めていただいております。

以上で、追加提出案件に係る説明を終わらせていただきます。

続きまして、2点、報告させていただきます。

第1点目は、指定管理者の応募状況についてでございます。お手元の資料(その1)をごらんください。県土整備部におきましては、月見が丘海浜公園、徳島県流域下水道の2施設について、7月27日付で県のホームページに募集概要を公表するとともに、希望者に対し、募集要項等の配付を行いました。また、8月21日と22日に各施設ごとに現地説明会を開催するなど、指定管理者の公募に必要な手続も順次行ってまいりました。去る9月26日をもって申請書類の受け付けを終了しましたが、月見が丘海浜公園、徳島県流域下水道両施設ともに2団体の申請がございました。今後、指定管理候補者選定委員会における審査を経て、11月県議会において、指定管理者の指定議案として御審議いただけますよう手続を進めてまいりたいと考えております。

第2点目は、一般国道438号木屋平川上ヘリポートの完成についてでございます。お手元の資料(その2)でございます。落石や地すべりによる道路寸断が懸念される地域の孤立化対策として、本年度より取り組んでいるあんしん孤立化対策事業により、災害発生時から復旧までの間、幹線道路の機能の代替を目的とし、道路管理者が整備を行うヘリポートとして、県内で初めて一般国道438号木屋平川上ヘリポートが完成の運びとなりましたので、来る10月13日に完成式をとり行います。これにより、この地域の安全・安心に大きく寄与するものと期待しております。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井委員長

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

寺井委員

先ほど、マリンピア沖洲太陽光発電所について、国産の太陽光パネルを使い、そして県内業者がそれを受けたということで、竹内委員のほうから称賛のお言葉がありました。実は私も阿波市の善入寺島にかかわることではありますが、この機会を通じて同じようなことをちょっと述べさせていただきたいなと思います。

先日、台風16号が発生しまして、四国で約400ミリの雨が降り、増水しました。善入寺島においても何回も水がつかって、農家の皆さんも大変だったわけですが、そのときの県土整備部の職員の対応が非常にすばらしかったと。地元の皆さん方からお褒めの言葉をいただいたところでございます。といいますのも台風16号の増水によって、これから幾ら放流するということを河川振興課のほうから私のほうへ御報告いただいたわけですが、約300ヘクタールもの農地があり、たくさんの農家の方が携わっているわけで、早くから池田ダムの放流について御報告いただくことによって、農家の心構えといいますか、このぐらいなら大丈夫、このぐらいなら潜水橋を通れるのではないかという判断ができます。これにつきましても本当にありがたいなと。その後、当日の16時半ごろ、実は私のところにも県から連絡がありまして、もう既に潜水橋は通れないという話がありました。そこで現地に行ってみると、まだ余裕はあったのですが、20時ごろにさらに放流するとい

うことで、実は 20 時半過ぎに私の支援者が見にいらっしゃって、そのときはもう既に水が乗っていなかったと。一たんは乗ったが、水が切れて少し通れると。本当は通ってはいけないのですが。その中、実は県庁を退職された方が 20 時半ごろに既に善入寺島に渡っていて、私がお願いしていた方と潜水橋の途中のところで会ったそうです。潜水橋の上に流木等々がいっぱい流れてきて、通れない状況でしたが、担当の業者に早く通れるように依頼をしたら、多分あしたの朝には通れますと言っていただいたとお話がありました。農家は水が入っていないか非常に心配している中、朝一番から潜水橋を渡って善入寺島に入りたいため、また、私はあんまり業者とは直接話をしたくないほうでございますので、そのOBの方の御指示のとおり、東部県土整備局吉野川庁舎のほうへ依頼しました。通常であれば明るく日の朝、職員の方が8時半ぐらいに出勤し、現場を見て、それから業者に潜水橋の掃除を依頼すると思いますが、そうするとやっぱりお昼までかかる。しかし、もう8時半には業者が潜水橋を掃除していたぐらい迅速に対応していただいたということで、農家の皆さんも非常に喜んでいまして、県の対応はすばらしいなどのことでした。この場をかりて報告いたします。ありがとうございました。

質問を1つしたいと思います。

先日の本会議や私も6月議会の代表質問のときに少し言いましたが、これから道路や河川の管理、特に河川堤防の草刈り等々が大変な中、官民協働による河川維持管理システム推進事業というのがあります。管理が本当に大変な中、地元住民たちに関連するような河川堤防の草刈り等々を地域の自治体や自治会の皆さん方と一緒にやっていくという事業でございまして、すばらしいと思います。実は、きのううちの会派でこれが話題になりまして、何人かの方とお話をしたのですが、仮に堤防の草を刈ったとき、最終処分する方法として、例えば自分たちで持っていったり、業者に産業廃棄物として託するなど、いろんな方法があるようでございます。例えばススキなどは、できたらその河川の中で簡単に処理できないのかなと思います。せっかく自分たちの地域を守るといことで協力したにもかかわらず、産業廃棄物の関係があつたりして、なかなか大変であります。この辺をもっと簡単にしたら、皆さん方も積極的に参加できるのではないかと考えております。この最終処分について、どうにか変えることができないか、今の現状を含め、お聞かせ願いたいと思います。

重本河川振興課長

官民協働型の草刈りについての御質問でございます。

この官民協働型につきましては、地元自治体の皆さんが県のほうに申し出をしていただき、安いお金でございますが、県のほうから支出させていただきまして、現地で草刈りなどをやっていただいているところでございます。委員のお話のとおり、草刈りをした後の処分については、現在、各自治会などの団体のほうで持って帰っていただいたり、処分していただいている状況でございます。やはりそのまま放置しますと、廃棄物処理法上の問題も出てきますので、持って帰っていただいております。そのほか、現地でということで、マルチングといいますか、上から押さえ、これから草が生えてこないような処理をやっていっているところもございます。最後の処分について、お金の面で非常に苦労されているというお話を私も聞いております。もう少し最後の処分について勉強させていただいて、何かいい方法がないか、特に現地で何かできないかというのを研究させていただきたいと考えております。

寺井委員

現状では、それぞれの自治体の判断かなと思います。年にどれくらいの組織があり、予算はどのようなのでしょうか。ちょっとお聞きます。

重本河川振興課長

維持管理の予算内でやらせていただいております。一応、要綱に定めておりますのは、地域の自治会等周辺の団体で、1回当たり 1,000 平米以上を行っていただくような取り決めでやらせていただいております。平成 23 年度の実績でございますが、最終的に合計 10 団体が約 150 万円で行っていただいている状況でございます。

寺井委員

いい事例だろうと思います。身近なところの維持管理については、その地域の皆さん方に手伝っていただき、やっていけばいいのかなと思いますので、ぜひこれを広げていただきたいなと思います。

長尾委員

3.11 で凶器となったということで、6月議会でケンチョピアの不法係留船の問題を取り上げて、県に対応していただいた結果、不法係留や動かない船を移動させた。その一覧がホームページに載っているのですが、まず不法係留で保管した船が今どこに置いてあって、それを今後どのように処分するのか。それをお聞きしたいと思います。

志摩港湾空港課長

ケンチョピアの船を簡易代執行によりどこに置いて、いつまで保管するのか、またその後どうするのかという御質問でございます。

ケンチョピアに係留されております約 170 隻のうち、津波や洪水時に流出し、また被害を拡大する危険性が高い所有者不明の船舶 10 隻につきまして、9月5日から6日にかけて簡易代執行により撤去いたしております。撤去した船舶でございますが、徳島市津田海岸町の水面貯木場内で貯木用のくいに係留用のロープをつないでおりまして、現在、水上保管しております。その後どうするのかということでございますが、撤去後6カ月は保管し、保管中に所有者があらわれなければ所有権が県のほうに帰属することになりますので、価値のあるものについては競争入札により売却し、撤去に要した費用に充てることにして、利用できそうもない、無価値の廃船状態の船舶につきましては、FRP船のリサイクルシステムにより処分することにしております。

長尾委員

FRP船リサイクルシステムのお金はどこから出るのですか。

志摩港湾空港課長

所有者が不明であるため、県が負担することにはなります。

長尾委員

そこでお聞きますが、大変不届きな人がいて、お金がかかると。これについて県民の税金を使う中で、現在、県の港湾区域にとめ、まじめに係留費用を払っている正規の船は何台あって、その係留費用の合計は幾らですか。

志摩港湾空港課長

係船料を払っている小型船舶でございますが、現在 55 隻ございます。

長尾委員

年額は幾ら。

笠井委員長

小休します。(11 時 38 分)

笠井委員長

再開します。(11 時 39 分)

志摩港湾空港課長

55 隻掛ける 4,200 円でございますので、300 万円足らずということになります。月 4,200 円でございます。

長尾委員

1 年間で幾らになるのですか。

志摩港湾空港課長

年間 270 万円ぐらいでございます。

長尾委員

まじめに払っている船は 55 隻。それで月 4,200 円で 12 カ月掛けると 270 万円ぐらい。では、港湾区域に不法係留しているまじめでない船は何隻あるのですか。

笠井委員長

小休します。(11 時 41 分)

笠井委員長

再開します。(11 時 41 分)

元木運輸政策課長

県下全体の放置艇の数でございますが、約 4,000 隻ございまして、そのうちの 3,600 隻につきましては係船料をいただいていないということで、そのうちの半分、約 2,000 隻が港湾区域にございます。今、志摩課長のほうから答弁がありましたが、そのうちの 55 隻からお金をいただいているという状況でございます。

長尾委員

55 隻はまじめに払っている。港湾、河川両方足して、あとの 4,000 隻に月額 4,200 円、12 カ月を掛けたら全部で幾らになりますか。

元木運輸政策課長

県下全体でプレジャーボートがとまっているのは 4,000 隻ございまして、ケンチョピアでの例ということで、月平均 4,200 円に 12 カ月を掛けて約 5 万円になります。4,000 隻に 5 万円を掛けると、単純な計算でございますが 2 億円という数字になります。

長尾委員

まじめに払っている人の 270 万円が県の収入になって、まじめに払っていない不届き者が 4,000 人で 2 億円。今、県は本当に歳入不足。先ほどの FRP 船のリサイクルシステムの処分にしても金がかかる。そういう中で、やはり県営住宅でもそう、何でもそう。ちゃんとした県民とそうでない県民とでは本当に不公平感があるわけで、55 隻はまじめに払っているが、ほかの人は払っていない。こういうものを行政が見逃す。新たにこの 4,000 人近い人たちからちゃんと月額 4,200 円で 12 カ月分いただければ、2 億円という大変大きな金額の歳入となります。これに対し、県民税や県営住宅もちゃんとしたチームをつくって、その歳入確保に努力されている。まじめに払っている人にとって、本当にあほらしい話であって、県は行政指導、罰則もあるわけだから、ちゃんと係船料を払っていただくと。車だって駐車料金を払うわけだから。それをするだけで県の歳入が 2 億円入る。大きな財源だと思います。その辺について、県として何らかのチームをつくったり、対策を講じるなど、きちっと取り組むべきだと思いますが、どうでしょうか。

志摩港湾空港課長

船舶を港湾施設に係留する場合、港湾管理条例に基づき、許可を受けるとともに使用料を支払っていただくことになっておりまして、無許可の係留者に対しては、許可申請に向けた指導文書の送付や計画書の取りつけを実施するとともに電話連絡や個別訪問なども継続して実施しているところでございます。適切な公共水域の利用のため、行政指導で許可申請に応じない船舶使用に対し、今後条例で定められた手順を踏まえ、過料処分も視野に入れた強い姿勢で臨んでいかなければならないと考えております。また、庁内で組織

しております3水域の会議においても全体的な放置艇対策に取り組んでいかなければならないと考えております。

長尾委員

今までやってきて、できていないのだから。まじめな県民からすれば、本当に怒りが込み上げてくるような問題です。今回、ケンチョピアで腰を上げて対応した。それは 3.11 もあったからでしょう。さらに本腰を入れてやるということですが、今までどおりでいけるのか。これについて、県土整備部長はどう思っているのですか。

榊県土整備部副部長

県下の港湾、河川、漁港等に停泊しているプレジャーボートのうち、今のところ大半が放置された状況になっています。議会のときにも少しお話をさせていただきましたが、今、県下には安全に係留できるような場所、比較的静穏な水域の中で、このたびケンチョピアをモデルとしまして、暫定的に暫定係留区域というのを定め、そこでしっかり管理することで、係船のためのお金も徴収しているところでございます。ほかの水域につきましてもこれから暫定係留区域を確保し、そのほかの放置艇をしっかりと保管できるような対策をしてみたいと。まじめに払っていただいている方の不公平感は、当然是正しなければならないと考えておりますので、必要に応じて過料処分手続といったことも視野に入れながら、可能な限り早急に放置艇対策に取り組んでまいりたいと考えております。

長尾委員

多分、不屈きな人は、不法係留でやられる前にケンチョピアからほかの河川などに逃げるかもしれない。いずれにしても、県のやる気というものを見せるような対策、チームみたいなものがなければ、今までと同じだということではなめられてしまう。そういう意味では、何か特別チームをつくるべきだと思うのですが、そういったことを検討するつもりはありませんか。

榊県土整備部副部長

先ほども申しました港湾、河川、漁港という3つの水域にまたがる問題ということで、平成 19 年度から担当課の連携のためにチームをこしらえまして、いろいろ検討しているところでございます。委員のお話のとおり、今も十分な成果が得られていないことを踏まえ、組織の連携強化のため、今後この3課でもう一度十分検証してまいりたいと考えております。

長尾委員

平成 19 年度からだ5年。5年たって、何を検討してきたのかということをさらに聞きたいわけですが、県が不法係留問題に本腰を入れてやるのであれば、何かアピールするものが必要だと思うのですが、どうですか。

榊県土整備部副部長

強い姿勢で臨むため、ケンチョピアにおきまして、このたび簡易代執行という形で強制的な手段をとらせていただいたところでございます。また、それだけではなかなか解決できないため、所有者がわかっている無許可の船舶等につきまして、やはり法的手続を視野に入れ、厳しい態度で臨んでまいりたいと。今回のケンチョピアだけでなく、ほかのエリアにおきましても簡単に解決できない。先ほども申しましたように安全に係留できる場所の確保というのがございますので、そういったものと連動し、しっかりと対策を講じてまいりたいと考えております。

#### 長尾委員

大変な御苦勞があらうかとは思いますが、3.11のあの映像を見た県民の皆さんは、そういう船の脅威といったものを大変感じているわけで、県として鋭意取り組んでいただきたいことを重ねて要望したいと思います。

次に、橋梁の長寿命化の問題であります。きのう、危機管理部のほうでも黒川委員からお話がありました。以前、私も本会議で県の長寿命化問題を取り上げて、現在、県がそれを計画し、取り組んでいることは評価するところでございます。橋長15メートル以上の橋梁について、全管理橋梁664橋の計画は作成されたということで、予防保全型の管理や修繕費用の平準化という判断で実施されているわけです。車に例えたら、乗ってから相当な期間がたったことによって不具合が生じ、修理をしてまた乗るということもあるのですが、維持管理費がかかるのであれば、いっそのこと新車を買ったほうがいいのかという判断もあります。この橋の長寿命化について、一体どれくらい延ばすのか、どれだけのお金がかかるのかといった問題もあると思えます。長寿命化というのはいいのですが、逆に新規にかけかえたほうがいいのかという考え方はお持ちですか。

#### 久保予防保全・利活用担当室長

橋梁の長寿命化についての御質問でございます。

高度経済成長期にかけられた多くの橋梁が今後高齢化を迎えることとなり、維持修繕費用が増大することが想定され、適切な橋梁の維持修繕が重要となってきております。このため、従前の対処療法的修繕から損傷の軽微なうちに対処する予防保全的修繕に転換することにより、道路ネットワークの安全性と信頼性の確保、さらにコスト縮減や予算の平準化を図ることとしており、平成19年度から橋梁長寿命化修繕計画の策定に着手し、平成21年度に完了したところでございます。先ほど委員からお話がありましたが、現在、橋梁の老朽化に伴う修繕費用などに大きな影響がある橋長15メートル以上の橋梁664橋につきまして、定期的な点検に加え、この計画に基づき順次修繕工事を進め、橋梁の長寿命化を図っているところでございます。橋梁長寿命化の計画の考え方でございますが、可能な限り予防保全的な修繕を図ることとしております。例えば、損傷度が激しいなどの理由により今後修繕を繰り返す必要がある橋梁につきましては、かけかえと繰り返し修繕の2ケースのライフサイクルコストを比較しまして、かけかえのケースが有利となる場合もあるかと思えます。また、現場条件や構造形式により、修繕や補強が適切でない橋梁、例えば、橋脚等の下部工の補強を行った場合、河川の流水を大きく阻害し、河川管理上支障が出るため、かけかえの対応になると判断しております。

長尾委員

今も説明がありましたが、維持管理費だけでかけかえを判断するのではなく、やっぱり景観も必要だと思います。時間もたくさんありますので、そのあたりはよく検討して、やっていただきたいと要望しておきます。そこで、橋長 15 メートル以上が 664 橋あるわけですが、橋長 15 メートル以下の県の管理橋は幾らあるのか。橋長 15 メートル以下の橋について、総点検並びに長寿命化計画をつくる計画はあるのでしょうか。

久保予防保全・利活用担当室長

まず、橋長 15 メートル以下の橋梁の数でございますが、県が管理している橋梁につきましては、平成 23 年度の橋梁現況台帳で 2,270 ほどございます。そのうち橋長 15 メートル以上が 664 でございますので、約 1,600 橋となっております。

もう一つ、橋長 15 メートル以下の橋梁についての長寿命化をどうするかとの御質問ですが、現在、橋長 15 メートル未満の橋梁については、日常の道路パトロールにより橋梁の健全化を確認し、損傷がある場合、現場状況に応じて随時修繕を実施しております。橋長 15 メートル未満の橋梁につきましても橋長 15 メートル以上と同様、計画的な修繕を行う必要があり、橋長 15 メートル未満の橋梁の長寿命化修繕計画を策定するため、昨年度より定期的な点検を始めたところでございます。今後ともこのような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

長尾委員

橋長 15 メートル以下の橋梁も大変数が多い。ぜひ、その点もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に、台風や大雨などで水がいつぱいたまって、県庁のすぐ西側の鉄道のアンダーパスが池になってしまう。重要な交通路が遮断される。ポンプの問題など、いろいろあると思いますが、メインは旧徳島新聞社、徳島城公園の下の国道。もし 3.11 のようなものがあって停電し、かつ徳島市内の平地で 10 センチから 20 センチの水が出たら、あそこは 3メートルから 4メートルぐらいの池になってしまう。しかも、昔あそこは河川だったため、液状化が心配される。正確には知りませんが、ああいうアンダーパスは県下にはかなりあると思う。本来、そういったところは大事な路線になってくる。鉄道高架になっていけば真っすぐ行けるわけですが、そこがやられたら麻痺してしまう。少なくとも重要な路線のアンダーパスに対する取り組み、3.11 のような緊急事態の備えというのはできているのか。また、国や市などと連携をとって、いざというときのアンダーパスの対策についてはできているのでしょうか。

久保予防保全・利活用担当室長

アンダーパスの浸水についての御質問でございます。

県管理道路のアンダーパスにつきましては、11 カ所ございます。そのうち、津波によって影響が考えられるものは 6カ所となっております。現在のアンダーパスの排水につきましては、ポンプによる強制排水を実施しており、これは大雨による冠水を対象にしています。大規模地震発生時、停電や地震の発生によりまして、アンダーパスのポンプが故障する可能性も大きいということで、津波の浸水が危惧されております。そのよう

な場合、現状では工事用のポンプの手配や排水ポンプ車の活用によって排水を行い、復旧活動に支障が出ないように早期の通行の確保を図ってまいりたいと考えております。国道 192 号のJRのアンダーパスは国土交通省が管理しており、国土交通省に聞いたところ、このような事態になった場合、至急排水ポンプ車を配置し、対応するとのことであります。

長尾委員

今の報告でそれなりに理解しましたが、いずれにしても 3.11 以降、それまでの対応だけではだめだということで、そういう意味では今までどおりというのではなく、アンダーパスについても事が起きたとき、速やかに対応できるといったことは大事だと思いますので、今後ともそういったことを想定し、県として対応していただきたいということを要望して終わります。

重本河川振興課長

先ほどの寺井委員からの御質問で、草刈り後の処分について産業廃棄物と答弁させていただきましたが、刈った後の草は一般廃棄物でございますので、訂正させていただきます。

笠井委員長

午食のため休憩します。(12 時 03 分)

笠井委員長

再開します。(13 時 07 分)

質疑をどうぞ。

志摩港湾空港課長

先ほど、長尾委員から御質問がございましたケンチョピアの件で、ちょっと回答を改めさせていただきます。ケンチョピアでまじめに支払っている許可艇からの収入についてということで、許可艇の数を先ほど 55 隻と申し上げましたが、109 隻の間違いであり、訂正させていただきます。改めて計算いたしますと、109 隻に月 1 隻当たり 4,200 円掛ける 12 カ月でございますので、年額約 550 万円となります。また、無許可艇からの収入があった場合がございますが、無許可艇が 52 隻ございまして、これを年額に計算しますと約 260 万円、また、県内の港湾、河川、漁港の 3 水域に 4,075 隻のプレジャーボートがございまして、そのうち、水域管理者の許可を得ることなく係留し、係船料を支払っていない放置艇が 3,630 隻ございまして、仮に一律にこれを計算した場合、3,630 隻の年額を計算しますと、約 1 億 8,300 万円になるということでございます。

岡委員

それでは、本会議で質問させていただいたことの詰めをさせていただきたいと思います。

まずは徳島東部都市計画第 1 種市街地再開発事業、新町西地区第 1 種市街地再開発事業の決定等に係る都市計画決定についての回答で、別紙の意見として付与されていたものについてお聞きします。再度確認

のような形になりますが、歳出というところの2番、県とともに進めている鉄道高架事業について、本県から前倒しによる早期実現を提案しており、防災・減災の観点から検討されたいという部分ですが、けさの徳島新聞にも載っていましたが、これは鉄道高架の分割案というものを市に対して突きつけたものではないのかということが1点、また、そうでないのであれば、どのような内容を指してこのような文言を使ったのかということをお聞きしたいと思います。

仁木都市計画課長

ただいま、岡委員のほうから市街地再開発事業の事前協議におけます鉄道高架の前倒しの提案ということで、その内容について御質問をいただいたところでございます。

県としましては、徳島市、それからJR四国の3者で合意しなければ公表しないという前提に立って、いろいろ御提案をしてきたところでございます。まだ合意できていない状況であります、合意に向けての協議を継続したところでございます。その中で、現在協議中の徳島駅前西から文化の森付近までの約4.7キロメートルを3分割しまして、防災の観点や鉄道高架事業の早期実現のため、新町川－冷田川間を先行させる都市計画決定案を徳島市やJR四国に提示していると新聞報道されたところでございます。徳島市との協議では、報道されました先行施行案や部分都決だけでなく、沿線住民の皆様への説明方法、あるいは進め方といったことも含め、御提案させていただいたところでございます。また、県の案のみならず、市から提案があればお願いするということで、お伝えしているところでございます。そういった事柄もすべて含めまして、防災・減災という観点からの取り組みにつきまして、検討をお願いしたということでございます。

岡委員

ということは、鉄道高架の分割案を検討してくれと書いてありますが、のんでくれということですか。

仁木都市計画課長

先ほども申しましたが、提案させていただいているのは先行施行案だけでなく、周辺の皆様への説明方法や進め方といったことも含め、あるいは徳島市からも具体的な良案があれば出していただきたいということでお話をさせていただいているところでございます。

それから、ことしの7月、重要要望等で徳島市長から知事に御要望いただいたとき、防災・減災の観点からの取り組みというのが重要になるということで御説明させていただいているところでございます。そういった観点到に立ちまして、鉄道高架事業を前に進めるため、我々からそういうふうなお話をいろいろさせていただいておりますので、徳島市も検討していただくようお話をさせていただいているところでございます。

岡委員

本会議でも言いましたが、今回の意見書というのは、本来、西地区の再開発についての問題です。西地区の再開発の事業については、なぜかほとんど記載がないと言ってもいいぐらいの内容になっていて、鉄道高架事業や先ほどの分割案を出し、それを検討いただきたいと。市からも提案していただきたいとおっしゃってましたが、今こういう案が出てきたため、つくった話ではないのかなと思っております。本会議場でも言いまし

たが、都市計画決定されたが取りやめとなった大阪府の堺市の失敗事例をつけ、市に対して回答を求めた。言い方が適当かどうかはわかりませんが、明らかに嫌がらせの意図があるとは思えません。そして、仄聞するところによると、今回出た意見書よりも前に出たもののほうが、もっときつい内容で書いてあったと聞いております。この文章については確認しておりませんが、それを修正してこの案が出てきたということですよ。なぜ、今回のようなやり方をやるのか。この鉄道高架の分割案というのは、いつ出てきたものなのか。本会議場でも言いましたが、昨年11月8日、鉄道高架の促進協議会の総会がありました。徳島新聞も非常にしっかり取材をされているような記事が書いてあり、感心しました。その中で、11月8日の沿線整備促進協議会の総会では知事の会長の再任などを決めただけで、計画の変更などについては一切議題にも上っていない。その後、直後というような書き方をしたとありますが、11月11日に県のほうから市のほうへ分割案というのを提示しています。8日には促進協議会の総会があって、本来であればそこで提示して、皆様方から御意見をいただき、こういう案で進めていきたいがどうだろうかということを諮るのが普通のやり方だと思います。11月8日に提示せず、なぜ3日後の11月11日なのでしょう。しかもその中で、JRと国土交通省には了解をとってあるので、市ものんでくれというような言い方をしています。本会議場でこのことも言いましたが、11月の代表質問に仕込んで、議会から言いますと。どういう意図があってこういうことをしたのでしょうか。なぜ隠す必要があるのか。異動しているから課長ではわからないでしょう。部長、教えてください。

#### 仁木都市計画課長

何点か御質問をいただいております。そのうち、再開発の意見書の中でなぜ鉄道高架の記載が多いのか、また堺市の事例をなぜ挙げたのか、それは徳島市の再開発に対するある種の嫌がらせではないかというような観点からの御質問であったかと思っております。この2点について、まず私のほうからお答えさせていただきます。

まず1点目でございますが、回答の中に鉄道高架が多いのはなぜかということでございます。ただ、別紙でつけております私どもの事前協議の意見書では、鉄道高架のことばかりではなく、当然、再開発の取り組みについても記載させていただいております。さきの本会議の一般質問で部長からもお答えさせていただきましたとおり、この事前協議につきましては、都市計画法の規定に基づきまして、都市計画法第19条3項の法定協議、これをスムーズに行うために実施したものでございます。その19条3項の協議の中で、国の技術的助言ということで都市計画の運用指針というのがございます。その運用指針では、都市計画は現在及び将来における都市の機能を確保し、発展の方向を定めるものでありという前段がありまして、それ以降ですが、都道府県と市町村が都市計画決定権者として都市計画を定める場合、適切な役割分担の上でそれぞれが定める都市計画相互に矛盾を生じることがあってはならず、また、都市計画が総合して一体のものとして有効に機能するものとする必要があるとされているところであります。このため、私どもは徳島市とこの規定に基づきまして、県が定め、もしくは定めようとする都市計画は、県と市がともに進めております鉄道高架事業の整合を図る観点やその前提として、事業実施の見通しについての課題を明示させていただいたところでございます。

次に2点目でございますが、なぜ堺市の事例を言ったのかということでございます。少し誤解されているようでございますので、堺市から了解をいただき、まずお示したいと思っております。堺市では、昭和40年6月に開館し、ことし築46年になります堺市民会館を建てかえるということで、平成18年4月の政令指定都市への移行を契機といたしまして、再開発計画の中で、都心のシンボルとなるよう文化芸術ホールを整備するということで、平成19年に都市計画決定を行ったと伺っております。この過程の中で、準備組合と堺市の再開発部局、文化芸術ホールの担当部局の3者で最終的なホールについての十分な意見が固められないまま進められ、その結果、準備組合設立の段階で、求めるホールの機能や席数の違いといったことが表面化し、最終的に市が買収困難となり、都市計画決定の廃止になったということで聞いております。現在、もとの敷地で市民会館の建てかえを目指していると聞いております。この事例を徳島市にお示した理由として、徳島市も再開発の担当課と音芸ホールの担当課が異なっていること、また、どのようなホールにするのかという議論もまだ残っているためであります。そういったことで、同様の事態にならないようにリスクの軽減ということで、参考にお示したところでございます。

#### 木具都市形成担当室長

なぜ、昨年の11月11日に徳島市のほうにこういった案を説明したのかという御質問をいただいております。

まず、平成23年3月に国と比較設計事前協議ということがおおむね整いまして、今後の進め方を県内部のほうで検討していたところ、3.11の東日本大震災が発生し、これまでの考え方を転換させるような大変大きな地震であり、衝撃を受けたところでございます。この大震災を契機としまして、津波防災減災につながる事業の進め方が非常に大事であると認識したところでした。こうしたことから、徳島市だけでなく、JR四国に対しましてもこうした防災・減災につながる事業の進め方、考え方を提案させていただいているところでございますが、特にこうした考え方、進め方につきましては、徳島市のほうにまず8月の時点で一度提案させていただいております。そして、委員がおっしゃったとおり、詳細な計画各案をお示したのが昨年の11月11日というふうに認識しております。こうした提案というのは、基本的に一方的な押しつけというのではなく、県の案ということで提示させていただいているものでございまして、また、徳島市におかれましても別の提案があれば、御提示いただきたいというふうに考えているところでございます。こういった協議の場でいろいろ出される案については、混乱を招くおそれがあるため、そもそも成案となった段階で公表すべきものと考えております。参考になりますが、平成23年度におきまして、徳島市と17回に及ぶ協議を行っておりまして、その提案が総会直後ということになりましたが、総会直後ということ意識したものではなく、たまたま県の考えがまとまり、提示した時期とたまたま重なったと認識しております。こういった大震災を契機に新たな発想に基づいた案を提案しているところではございますが、当時、3者の合意が得られた成案ではないため、総会においては原案のみを説明させていただいたということでございます。

#### 岡委員

成案になる前にまずはちゃんと諮るべきだと思うのですが。成案になったものが出てきて、成案になりましたからのんでくださいというのですか。議会で何の議論もせず、急になりましたということで、またお願い

しますと頼んでくるのですか。11月8日時点で決定していなかったということは、たった3日で決定して、すぐに市役所に伝えたということですか。そういうことではないと思います。私が聞いている話と大分違います。8月にどのようなお話をされたのか知りませんが、担当者ではなかったでしょう、課長。あなたではなかったと思いますよ。先ほどからいろんな話もありましたが、なぜこのような失敗事例を出したのか。気をつけてくださいという意味で出したのかわかりませんが、普通であれば、こういうやり方をしたら成功しましたというような案をつけるのが親切心であり、当たり前だと思います。わざわざできなかったものをつけて、何の意図があるのでしょうか。ほかのことは書いてありますが、お金は出しません、収入の悪化が見込まれますので、歳入が厳しくなることを反映してください。防災・減災に対する急務の課題であることから、それに対する経費の増嵩分を反映されたいとお金のことだけです。御存じだと思いますが、徳島市は、県都の市の中で全国で5番目に予算がいいのです。非常に豊かな市なのです。豊かというか、安全性、健全性が高い市なのです。今の県はどうでしょう。実質でも名目でも下から2番目です。人のことを言える余裕があるのかなと思います。財政のことにまで首を突っ込んでいって、こんな書き方をして、前倒しによる早期実現を提案して、防災・減災の観点から検討されたいと。これに対して返事をくれということでしょう。これは市町村に対する圧力以外の何物でもない。分割都決の話にしても平成16年8月20日、知事と市長の両方が6項目の合意事項というものにサインをしております。その中の3項目め、鉄道高架とまちづくりの都市計画決定については、すべての施工範囲において同時に行うものとするとして書いてあります。これは知事と市長が合意したため、非常に重たいものであると本会議場でも申し上げました。あなたたちがこの案をつくっていく、鉄道高架の分割都決案をつくっていったということは、知事も市長も了解をしているのですか。このような変更を1部局の人が勝手にできるのですか。知事と市長が合意していることを早くできないのだろうかといって、勝手に持っていけるのですか。いつからそのような権限が各部局におりたのですか。今までの経緯を見ても本当にこの記事はよく取材をされていると思います。市の関係者によると、言葉でも余りにも乱暴な提案ということが書かれてあります。8月の段階から徐々に議論し、市の案も出してくださいというような話をしていたのであれば、果たしてこのような話は出てくるでしょうか。どんな話をしていたかということも全部調べてあると言ったはずですよ。あなたたちはこの場所で虚偽に近い答弁をするのですか。絶対に許されるものではありません。しかも、先ほど申し上げた同時に行うという文言、これを勝手に変えたのであれば、明らかに越権行為です。これは知事も知っていたことですか。市長に話をして、変えてもいいという話をしたのでしょうか。多分、課長級ではそのような話はいずれもできないと思います。したとしても勝手な判断でこんなことできないでしょう。この文章や分割案にしてもだれが指示を出したのか、指示を出した方が答えてください。この中にいるはずですよ。

仁木都市計画課長

ただいまの御質問の中で、繰り返しになりますが、堺市の例を取り上げますと……

(「繰り返しだったら、答弁していただかなくても結構です」と言う者あり)

ただ、私どもで調べた結果、全国の公共事業の中で音楽ホールを入れている再開発というのは5カ所ございます。徳島市もそれは調べていると思いますが、大都市近郊部や政令指定都市を中心に5カ所、事業ができていところがございます。その中で、私どもはこの堺市の例だけでなく、実は一番近い岡山のほうの調査等もしております。新聞などに出ているのですが、平成3年の再開発の中で岡山も2,000席ぐらいでき、

車の導入やいろんな諸問題を解決した例ということで、当時から話を伺っております。現在どうなっているかということをお聞きした上で詰めさせていただいたところです。やはりバブル前の再開発の中で音芸ホールをつくったということで、現在、駅前付近に別のコンベンションみたいなものができ、再開発したことについて非常に御苦労なさっていることをお聞きしましたし、交通処理などの問題についても参考となるようなものは御意見をいただいたところです。徳島市も車で行かなくてもいいような再開発を目指しているということで、我々は市の担当者の方に対し、そういったことについてもいろいろ御意見を聞き、協議の中でお話をさせていただいたところでございます。堺市の失敗例だけということですが、そういった全国の事例を示した上でアドバイスをさせていただいたり、徳島市の再開発に一番形態が似ているということで、堺市を例にさせていただいております。そういったことについて十分注意してください、留意してくださいということで申し上げているわけでございます。ぜひ、この点は誤解のないようにお願いしたいと思います。

#### 木具都市形成担当室長

先ほど、岡委員のほうから平成 16 年に知事と市長の間に交わされた基本方針についての御質問をいただきました。

この6項目の基本方針といえますのは、平成 16 年8月に知事、市長の間に交わされた非常に重要な合意と認識しているところでございます。一方、東日本大震災は大きな衝撃となりまして、この震災を契機に公共事業に対する取り組み方、考え方を防災・減災に大きく転換していく必要があると認識しております。そうした考えのもと、切迫する三連動地震対策として、津波浸水想定区域について緊急性、早期事業効果の発現の観点から先行施行区間の設定とそれに合わせた都市計画決定を徳島市のほうに提案させていただいているところでございます。そして、県として合意した基本方針というのは、徳島市のまちづくりと鉄道高架事業を県市協調して早期に推進するため、平成 16 年に徳島県のほうから提案させていただいたものと認識しております。このたびの先行施行区間の設定という県の提案というのは、いかに事業を前に進めていくか、早期に事業を実施するためのものと考えておりまして、基本方針の理念に反するものではないと考えております。しかし、この案につきましては、協議の中で市のほうからさきに合意した6項目の基本方針では解釈ができないというお話もいただいておりますので、これまでに6項目の基本方針の見直しということにつきましても事務的に提案させていただいているところでございます。提案後、これまでに 12 回に及ぶ協議を重ねているところでございますが、引き続き県市協調のもと、協議のほうは重ねてまいりたいと考えております。

#### 岡委員

同じ答弁するのであれば、立たなくて結構です。先ほど話がありましたが、6項目の合意事項というものがあるということははっきりわかっているわけですね。それをわかっていて、分割都決の案というのを勝手に持っていったということですね。基本理念で早くしなければならぬ大事な事業というのはよくわかります。私も非常に大事な事業だと思っております。大きな公共事業であり、徳島市のまちづくりにも大きく関係してくる事業です。早期にやらないといけない。そのことは理解しているつもりですし、別に今回出てきた分割都決の案が悪いとも言っておりません。案に関しては、しっかりと従前の手続を踏んだ上での議論を経て、先行で都市計画決定することについて全員が合意したのであれば、別にこんなことは言いません。早くすることにこ

したことはないが、あなたたちが持っていったこの高架の分割案というのは、とりあえず、新町橋の鉄橋の南側から冷田川の手前あたりですか、ちょっとはっきりした番地まではわかりませんが、先にそこまでの都市計画決定を打って、出来島の踏切のところから新町川の鉄橋までとその南側、車両付近も含めた残りの部分について一切提示されないまま、とりあえず未定にして、平成 26 年までに都市計画決定を打ちましょうという内容です。そのことについて、私は非常に疑問に思うのですが、けさ長尾委員がおっしゃったあそこのアンダーパスで、非常に危ないところがありますよね。大雨が降ったり、洪水で水が出たとき、あそこの通行ができなくなり、緊急車両も通れなくなります。一般の人だって突っ込んでしまう可能性がある。中洲の市場のところの橋や新町橋の鉄橋にしてもそうです。今でも緊急車両が通れない。防災・減災の観点からというのであれば、そこはすぐに上げるべきではないですか。非常に大きな影響があると思います。あの裏で火災など大変な事態が起こったとき、救急車や消防車はずうっと回らなければならない。非常に大事な観点ではありますが、防災・減災と言え、何でもかんでも通るわけではないですよ。それを言いわけにして、このような案をのめと言っているのではないですか。これは去年の話なので、あなた方はわからないでしょうから別にいいと言っているのです。実際にタッチしたわけでないでしょう。言えと言われているのでしょう。何回も答弁していただいているのですが、この意見書の一番最後の部分というのは、だれが見ても明らかに悪質です。普通の人が見たら悪質に思います。わざわざできなかった事例を書いてあるのですから。それだったら、できた事例を載せたほうがいいと思いませんか。こうやってしたらうまいぐあいにいっていますと。本当に市からの意見などを聞いていますか。のんでくれと言っているではありませんか。本会議場でも言いましたが、11 月 11 日の時点で、本会議の代表質問の際、議員の質問に仕込んで言わすということを言っています。こんなことを課長や課長補佐ができるのですか。あなたたちがだれの確認もとらず、勝手な判断でできるのですか。私はそうは思いません。もっと上のほうから指示があったと思います。では知事なのか。私は知事が一々こんなことまでタッチしないと思います。では、だれが言ったのか。このことを知っていたのか、知らなかったのか。知っていたとしたら非常に悪質なやり方であり、まさに議会軽視の最たるもので、議会はばかにしているとしか思えません。議会と執行部は車の両輪と言われておりますが、執行部が回っていたら、議会はついて回るとでも思っているのですか。どうせ質問もないだろうって。仕込んで言わせたら、議員などは何も知らずに勝手に言うと思っているのですか。これは絶対に許されるべきものではないです。知っていたら悪質であり、知らなかったとしたら管理者としての能力がないということでもあります。部長、教えてください。

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

このことにつきましては、組織全体で対応している案件でございます。

いろいろ御質問がございましたが、まず事前協議のときに私どもが出した文書についての話でございます。これは法律的に規定されているということで、いろいろと課題を出させていただいております。都市計画法第 19 条第 3 項の中で、県が定めている、もしくは定めようとしている計画との適合の観点がございます。再開発事業と県が定めようとしている鉄道高架事業についてどのような影響があるのかということでございます。両方の事業が両立し得るのかといった観点でいろいろと質問をさせていただいているところでございますし、また事業の前提として、再開発事業の実現可能性についての歳入歳出の面など、いろいろお聞きをしているところでございます。その上、東日本大震災が発生しまして、徳島市においても防災減災対策が

急務であるため、そういったものをどのように考えるかによりまして、再開発事業がどのような形に進んでいくかといったところについてお聞きしたということでございます。そして、堺市の例につきましては、今後事業の実現性を考えていく上でやはりリスクがあるとなかなか進まないため、さらに検討していただきたいということで文書を出させていただいたということでございます。

次に、一方的に話をしているのではないかとということでございますが、我々自身は8月の時点でしっかり提案を申し上げているところでございます。ですので、一方的に押しつけるということではなく、案として提案し、もしこれよりもいい案があれば、逆に案をいただくといった形で協議を進めているところでございます。ただ、成案を得なければ公表できないということで、これまで公表することなく進めていたということでございます。

また、基本方針との関係でございますが、トップ同士が基本方針を結んだということで、それは大変尊重すべきものであらうかと思いますが、その精神はやはり鉄道高架事業が早期に実現できることであらうかと思っております。ただ、そういう中で東日本大震災が起きまして、これはまさに大きな状況変化だと考えておりますので、部分的に先行するところを設け、やる必要が出てきたということでございます。当然、その部分の基本方針の文案については、そごが生じるかもしれませんが、そういったところを押してもやらなければならないと考えたところでございます。そういった意味で提案させていただいているところでございますし、また、基本方針がそのように読めなければ、基本方針の変更もあるということで協議を重ねてきたということでございまして、我々は市に対してしっかり提案し、逆にその提案に対して何かあれば、また提案をいただいた上でいろいろ協議を重ねるつもりでやってきているところでございます。

#### 岡委員

答えていただいていないところもあるので、最後には答えていただきたいと思います。

私は全部調べてあると言いました。あなたたちが市に対し、案があつたら出していただきたいというようなことを言っているところは1カ所もありません。急遽、状況が変わったため、知事と市長が合意したことはほうっておいて、進めていいということですか。ここの部分の話をするのが先ではないのですか。だれの権限でこんなことをしているのですか。企業局長や政策監補だったら、知事と市長の合意事項を勝手に変えることができるのですか。非常に大きな問題だと思います。今の県庁というのは、一部局の判断で勝手にこういうことができるのですか。組織体系はどのようになっているのですか。非常に疑問を感じます。防災・減災の観点からということですが、先ほども申し上げたように、その観点から見るのであれば、当然、出来島の踏切や新町橋の鉄橋を上げる必要がある。何でそこだけになるのですか。恐らく車両基地の問題があるからでしょう。現在の車両基地は徳島駅の裏側にありますが、出来島の踏切から新町の鉄橋までを上げた場合、車両基地を移すか、もしくはあそこで立体の車両基地をつくらなければならない。去年の11月、ちょうど私が質問した本議会で、共産党の方が浸水した町をあらわした大きなパネルを持ってきて、鉄道高架ができ上がったとき、あそこが車両基地のおおよその場所であらうということを説明していました。結局、あそこに車両基地を置いた場合、かさ上げをするか、十分な排水対策をしなければならない。そのことがあるので経費がかかるが、お金がないからどうしようか。知事の Manifesto には、平成26年2月までに都市計画決定を打ちたいと書いてある。さあどうしようかと考えたとき、ややこしいところは置いておいて、先に打てるところだけを打ちましょうという考えでやっているのではありませんか。さっきも申し上げましたが、防災・

減災と言ったら何でも通るわけではなく、ちゃんとした順序というものがあります。議会を使って、あたかも議会から言われたから進めなければならないみたいな形にしようとしていること自体、非常に腹立たしいことです。議会をなめているとは思えません。結果的に出てきませんでしたが、11月の時点で出てきたら、私は絶対に言おうかと思っていました。

本来、ここは政策的な話をする場所です。いろんな事案に対して議論をしなければならない場所ですが、こんな話しかできないのは非常に情けない。ほかの市町村からもいろいろな声が聞こえてきています。高圧的な態度で、県の意見を押しつけようとしているというような声がたくさん届いています。いいかげんにまともなやり方をしていただけないでしょうか。県市協調という言葉を知っているでしょ。この文書に対し、いろいろおっしゃっていましたが、これが県市協調のやり方ですか。だれがどんなことを言ったかについて、全部調べてあると言っているではありませんか。胸に手を当てて、本気でこれが県市協調ですと言えるのですか。たったと言ったら語弊があるかもしれませんが、78万5,000人しかいないのです。小さい市町村もある。県も金がない。本当に地域をよくしていこうと思うのであれば、しっかりと議論や協議をして、より深い信頼関係をつくって、物事を進めていかなければなりません。いつまでこんなやり方を続けるのでしょうか。私は到底納得できませんし、議会に対する態度にしても絶対に許されるものではないと思います。このことについて、市に対してどんなやり方をしてきたのか、どういう態度をとっていかなければいけないのか、もう一度振り返って、反省してください。議会に対しても。またこういうことが出てきたら、私は絶対に許しません。鉄道高架や分割案でやることについて、しっかり議論をして、最終的に合意を得た上で決定したのであれば別に構いません。しかし、本気でやろうと思うのであれば、徳島駅や出来島の踏切、車両基地はどうするのかということをきちんと出すべきです。都市計画決定だけ打てたらいいとは思えません。本気でこの事業を前に進めていこうという意欲がないのではないかと思います。そこのところもしっかりと議論をして、合意事項の見直しもして、ちゃんと手続を踏んで、これからの議論に臨んでいただきたいと思います。大変問題があると思いますが、時間もないのでここでやめます。このことに関しては、事あるごとにお話をするかも知れませんが、それなりの対応をしていただきたいと思います。

#### 長野県土整備部次長

今、岡委員のほうから鉄道高架に関しまして、いろいろと御質問いただきました。

質問の中でございましたが、平成16年8月に知事と市長の間で合意いたしました6項目の基本方針については、非常に重い合意だと思っております。この合意に基づきまして、鉄道高架と徳島市が進めておりますまちづくりをなるべく早く進めたいということで、いろいろと提案させていただいております。昨年8月以降も提案させていただいており、今年度、私自身も徳島市にお伺いし、案に対する御意見あるいは別の案があれば御提案いただき、前に進めていきたいということで協議をさせていただいております。項目の見方につきまして、どうしてもそこがネックになるというのであれば、そこを変えることも検討しませんかと提案しております。決して、県が一方的に案を押しつけておりません。なるべく早く合意して、皆さんに説明したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

#### 竹内委員

今の問答を聞いていたわけですが、私も徳島市民であり、この問題については相当入れ込んできました。この案が地元新聞にすっぱ抜かれたということは、そもそもどちらが漏らしたのか、まずはそれを聞きたい。

仁木都市計画課長

先日報道されました鉄道高架事業の先行施行に関する記事についてでございます。

先ほどもお答えしましたが、鉄道高架事業は県、市、JR四国の3者で進めているところでございまして、3者合意の上で公表しているところでございます。このような中で、いまだ合意していない内容につきまして、議会への説明以前に県、市で協議している案が外に出たということは、まことに残念と思っております。県といたしまして、どこから資料を入手し、報道に至ったのか、その経緯についてはよくわかりませんが、今後、合意前の資料や情報といったものの管理について、一層徹底してまいりたいと思っております。

また、議会に対しましても重要な事業の進捗状況につきましては、これまでもその都度、説明させていただいているところでございます。この鉄道高架事業につきましても今後とも公表できる段階で、しっかりと説明させていただきたいと考えております。

竹内委員

まさに議会軽視です。県が漏らしていたら許しません。今までもずっとそうでしたが、やっぱり秘密というのは秘密にして、その中でいろんな言いたいことや難しい問題を徹底的に議論して、これでいけそうだとなったときに議会に出してくるものであって、そういうものができていないうちにこんな大事な案件が徳島新聞にすっぱ抜かれた。そして、先ほどの岡委員のような議論になったら、この事業はつぶれてしまう。いつも知事に言っております。記者会見もいいですが、いつも真新しいネタを知事がとうとうとしゃべる。議会前であっても議会に説明せず、知事はいい格好をして言ってしまう。先日、私が質問したマリンピアや和田島の問題にしても、必ず質問しなければならない部分について、徳島新聞が先に全部書いてしまっているではありませんか。議会軽視も甚だしい。甘過ぎると思います。知事を初めとして、皆さんは議会をどう思っているのか。二元代表制であり、我々は血のにじむような選挙をして、いろいろ生の声を聞いてここに出てきている。どう思っているのか聞きたい。

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

マリンピアを初め、今回の案件につきましても我々の知らないところでこのような形で公表されたということで、大変残念に思っております。また、我々の甘さゆえにこういったことになったと思っております。十分反省をして、今後対応してまいりたいと考えております。

竹内委員

知事にも伝えてください。余りにも議会を無視していたら、そのうち天罰が下ると。

今回のことについて、私は岡委員とは少し視点が違います。これは絶対に成功させなければならないものですので、共産党が幾ら反対しても絶対にやるべきであるという信念で、我々も22年間取り組んできました。その中で全く進まない部分もあったし、県と市の間で仲が悪かったときもあったし、やっと仲がよくなった

かなと思ったら、最近、また何か変な感じになっている。徳島市の職員に関する記事がきょうの徳島新聞に載っている。結局、県市協調ができていないのではないかなと思わざるを得ないような記事が地元新聞に載ると、いよいよ難しくなっていくということは、だれが見てもわかる。我々としては一生懸命やってきて、こんなところで地元の新聞社につぶされたら、はっきり言って大変なことである。やっぱり地元がよくなるために新聞社や報道関係はあるべきであって、今の状況の中で、おもしろおかしく書くのは間違っていると思います。

先ほど、岡委員の質問に答えていましたが、手っ取り早いところからやる、やれるところからやるというのは当たり前のお話であって、私は分割案で早くやるべきだと思います。今、部長の答弁を聞いた限りでは、知事と市長が同意しているものを勝手にしたのかどうかわかりませんが、これは県庁を挙げてやっているとのことでした。ということは、知事もやれるところからやろうと認めているというふうに私は解釈しております。今の答弁の中では、一番大事な徳島市にいろんな案を出してお伺いしているが、返事が来ないわけですか。岡委員はどちらかというと徳島市のお話を聞いているので、県が一方的に言っているかもしれないが、やっぱり乖離している。でも、皆さんがおっしゃったように基本的に県市協調がなければ、本来こんなことは絶対にできません。ですから、その原点に立ち返っていただかなければならない。職員同士のいがみ合いみたいなものがどこかにあるとすれば、それは不幸なことであって、そういうものがあつたらこんな大きな事業はできない。知事やその下にいる皆さんにも言いたいのですが、まずは県市協調の原点に立ち返り、やっぱり徳島市との間に言いたいことが言えるような雰囲気をつくっていかねばならない。協議ですので、去年から依頼しているものがいまだに返事が来ないというのは、徳島市にも問題があると思います。委員がおっしゃったように、もし脅迫めいたことがあつたとしたらけしからぬ話ですが、いろいろな答弁を聞く中で、やっぱり向こうのいろいろな案をきちっと聞いて、協議で合意に達すれば、議会などで発表すると。それはそれでいいと思います。これだけ多くのお金がかかるため、やれるところからやるというのは当たり前のお話であります。今、その新町川のところの話もありましたが、今度の分割案にそこは入っているのですか。どこからどこまでですか。

木具都市形成担当室長

ただいま、委員のほうから新町川のところの施工についての御質問をいただきました。

現在、新町川南詰めから冷田川の北詰めまでの約2.4キロメートル間についての先行区間の設定ということで、徳島市のほうに提案させていただいているところでございます。

竹内委員

新町川の南詰めということは、低いガードは計画に入っているのですか。仲之町のところも入っているのですか。

木具都市形成担当室長

この事業が多大な予算を要するため、既存橋梁など、使用できるものはなるべく使って、コストを抑えていくという考えもございます。そのガードにつきましてもコスト縮減を図る方法の1つということで、既存施設はそのまま使い、それより少し南のところから高架となります。

竹内委員

私の質問に答えなさい。何を言っているのですか。今のは入っているのか、入っていないのか。

木具都市形成室長

入っていません。

竹内委員

岡委員が怒るのも当たり前ではありませんか。そこを高く上げ、平面にしたら水がたまらない。いつも困っている。防災だの何だのというのであれば、そこからやる必要があるのではないですか。これはどういうことですか、やる気がないのですか。

木具都市形成担当室長

委員のおっしゃるとおり、その部分は入っていない形で県から提案させていただいております。ただ、これについてはまだ決まったものではございませんで、今後、徳島市やJRとの協議を踏まえた上で、いろいろ検討してまいりたいと考えております。

竹内委員

防災・減災と大きな声で言うのであれば、幾らお金が要ってもこれはちゃんと入れるべきです。どうせ最後にはお金が要るし、そのために分割しているのでしょ。それを除くのであれば、もう防災・減災という言葉を使わないように。この区間ができることによって、避難地や避難場所もできる。私の想像では、多分阿波富田駅はもっと高くなり、そこに逃げていける。二軒屋駅も当然高いところにつくられるから、そこにも逃げていけると思います。津波は逃げるのが一番です。私はそういう感覚でいるのですが、防災・減災と大上段に振りかぶった皆さんがそんなこともできないというのであれば、岡委員が怒るのも当たり前です。これは変えてほしい。そうしなければ、あなた方が防災・減災と口にするのを許しませんよ。

長野県土整備部次長

ただいまの竹内委員の御質問でございますが、先行する区間としましては、新町川南側から冷田川北側までの2.4キロメートルということで、市のほうに案を提示させていただいておりますが、取り合いの関係で新町川すぐ南のところと仲之町のアンダーが残るような形になろうかと思っております。そういう形で市のほうに提案しておりまして、市のほうからも御意見をいただきたいと。ただ、今委員からもお話がございましたので、そういった意見も含め、市との合意を図っていきたいと考えております。

竹内委員

防災・減災というのを表に出すのであれば、それをやらないと理論的にはおかしくなります。ここを対策すれば、大いに役立つ。無論、そのことは岡委員もわかっているんで、さっきオーケーとおっしゃっていました。

それと車両基地の問題ですが、多分今の駅ではできない。南のほうに行かなければならない。共産党は渋滞しないと言っていますが、朝夕のラッシュのときに見にいくと、いっぱい込んでいます。その上、車両基地が南に移り、空の汽車がたくさん走ったら、もう待ち時間はたまったものでない。何車両行くのかわかりませんが、少なくとも相当の数が行くだろうと思います。だから、先にあの区間をやることについては大いに賛成ですが、今言っていたようなことが抜けていて、防災・減災の旗印を掲げるのは問題があると思います。岡委員の質問にいろいろ答えていただいたので、必要性については理解したつもりです。とにかく徳島市がどういうものを望んでいるのか、やっぱり胸襟を開いて、話し合いをするという原点に戻らなければならない。県が偉いというわけではない。同じ土俵の上で、情熱をしっかりと込めて話し合いをするということが、この事業を成功させる最高の秘訣だと。皆さんもそう思っていると思いますが、あえて私からも言わせていただきたい。原点に返って、県市協調がなければできない。今の民主党の内部を見てください。けんかばかりして、分裂して。ああいうのでは、もう日本の国がつぶれてしまう。そのこともしっかりと肝に銘じていただきたいとお願い申し上げて、部長、原点に戻る、そして部下とともに汗をかくという決意をお聞きしたい。

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

鉄道高架事業につきましては、ぜひともやらなければならない事業だと思っており、そのためには県市協調といった同じ土俵の上で、両者が汗をかきながら進めていかなければならないと思っておりますので、そういった覚悟で進めてまいりたいと思います。

竹内委員

ぜひ謙虚になるときは謙虚になり、言わなければいけないことはきちっと言う。そういう姿勢で頑張っていたきたい。大変なことだと思います。今、人と人との関係で、やや変になっていると肌で感じておりますので、それを早く修復してほしいと心からお願い申し上げます。

もう一点、前々から言っているのですが、知事はサッカーにばかりに力を入れて、野球には力を入れていない。ずっと言い放しになっているのですが、いまだに力を入れていただけない。鳴門球場や蔵本球場のスコアボードにストライクやボールというのが表示されます。このごろはボールが先なのですね。徳島県では、昔のとおりのストライクが先のままです。全国でもまれに見る骨とう品です。サッカーばかり力を入れて、それすら直さない。そのことについてお聞きしたい。

仁木都市計画課長

ただいま、野球のボール、ストライク、アウトの表示のことで、竹内委員のほうから御指摘がございました。野球におけるボールカウントの読み上げの順序について、国際的ルールでは、ボール、ストライク、アウトというBSO方式でございます。日本でも平成22年のシーズンから日本プロ野球で採用され、球審がボール、ストライクの順でコールするようになったということでございます。それを受けまして、昨年から高校野球あるいは大学野球の中継をBSOの方式で表示されることになりました。その後、地方球場でもBSO方式への表示の変更が進んでいます。徳島県の県営野球場につきましては、鳴門総合運動公園のオロナミンC球場、蔵本公園のJAバンク徳島スタジアム、それから南部健康運動公園のJAアグリあなんスタジアムの3球場にお

きましてはまだ対応できておりませんが、本議会の補正予算案の中で、公園の維持修繕費といたしまして、1,200 万円を計上させていただいております。この予算の中で、BSO方式の表示となるよう改修してまいりたいと考えております。現在、部内の営繕課と協議しておりまして、予算成立後の着工ということになりますが、年度内のできるだけ早い時期に完成できるように準備を進めているところでございます。

竹内委員

了解しました。今か今かと待ち望んでいたのですが、予算案に書いてあるのを知りませんでした。1,200 万円で3カ所できるのですか。

仁木都市計画課長

ボールとストライクの穴の位置を1カ所変更して、ライトをつけるということでございますので、この予算の中でやりくりする格好で、現在、準備を進めているところでございます。

竹内委員

それともう一つ。この前、うちの議員から聞いたのですが、川島高校などが午後4時から試合を開始して、夜に入ったのですが、暗くて見づらいということで、教育委員会や主催した連盟のほうにも文句が来ています。お金が要ることばかりで申しわけないのですが、やっぱりきちっとナイターができるようにしていただきたい。野球に関しては、徳島県が四国一番おくられている。やっと 1,200 万円つけていただいたことに対しては、深くお礼を申し上げます。教育委員会に聞いていただいたらわかりますが、ナイターに関する苦情が来るので、できるだけ早い機会に直していただきたい。前の全国大会のとき、南部健康運動公園がなかったため、2会場と高校のグラウンドなどを借りて行った。バックネットは近いし、正式なものではないという状況で、全国大会の予選を実施したという経緯もあります。ほかの県と比べたら、徳島県はやっぱり少ない。ぜひ、ナイターについても今後検討し、努力していただきたい。これについての計画はありませんか。

仁木都市計画課長

ただいま、鳴門のオロナミンC球場の照明が暗いということで御質問をいただきました。

この球場につきましては、昭和 49 年5月、当時の硬式野球の一般競技ということで、このときJISが推奨した照度基準、内野 500 ルクス、外野 300 ルクスで整備いたしまして、現在でも徳島インディゴソックスのナイターの試合や高校野球の大会におきまして、試合時間が夕暮れから遅くなった場合に使用されている状況でございます。照明の改修につきましては、利用者の利便性の確保という観点から、重要性は十分認識しているところではございますが、照明につきましては、実は球を変えるだけではなく、全部を変える必要があり、そうなりますと抜本的な改修でございますので、相当な経費がかかります。このため、現在、県下のナイター照明の整備状況や利用状況などを検討する必要があると考えております。このオロナミンC球場の照明につきまして、設置後 38 年も経過しておりまして、暗いというだけでなく、老朽化も結構進んでいる状況でございます。今年度残り6カ月でございますが、まずは現況のグラウンドの照度、あるいは老朽化の状況といったものの現地調査をさせていただき、今後の対応策の検討材料にしたいと思っております。

竹内委員

調査をして、愛媛県レベルはなかなか難しいでしょうが、ぜひ高知県レベルぐらいまでには整備していただくようにお願いしたいと思います。

もう一点。今、我が党が大きな問題として抱えております国土強靱化基本法案。閉塞感が漂う今の経済問題、雇用問題等々にも波及するため、国土強靱化基本法案というのが練られているところでございます。これは消費税ではなく、特別国債を使います。公明党も防災・減災ニューディールというものを考えていらっしゃるようです。今の民主党がコンクリートから人へということで、公共事業やコンクリートが悪であると宣伝して、一般国民に受けた部分もあるかもしれません。しかし、今回の震災を見たら、はっきり言ってコンクリートが守っているのではないですか。コンクリートをばかにしてはいけません。当然、コンクリートも人も大事であります。そのことがなければ、防災や減災というものはできません。だれが考えてもわかる。その本職は、皆さん方です。やっぱり雇用対策、あるいは波及効果という意味で、また、震災があり、三連動地震が来るかもしれないという中で、思い切ってコンクリートを使わなければ、国土を守っていくことができない。3.11 がそれを教えてくれて、はっきりした。コンクリートから人へというようにいい格好だけのキャッチフレーズというのは、絵にかいたもちであり、3.11 でそれを神が教えてくれた。

この国土強靱化基本法案というのは、特にソフトの部分、特に教育を物すごく強く打ち出しております。逃げるときはこうしなければならない。あるいは人を共助して、まず自助から共助というものをどうするかという教育をきちっとしなければならない。そして、知恵を出す。地域住民が皆で助け合う。我々の大きな教訓として、遠い親戚よりも隣の人ということも 3.11 で教えてくれた。強靱というのは、強くてしなやかで粘り強いという意味だそうです。国土強靱化基本法案をつくっていかなければならない。金も要ることですので、すぐにはできないと思いますが、徳島県が高速道路や自動車専用道路の整備を進めていますが、民主党になってからちょっとブレーキがかかっている。3.11 で、国道あるいは高速道路は大きな歯どめになったということが実証されているわけです。国土交通省などを中心として、くしの歯作戦やいろいろなことをやった。まだ徳島県では、一番肝心の南部ができていない。これを早めるため、国土強靱化基本法案を通す必要がある。多分、部長は国土強靱化基本法案を読んでいると思うのですが、その感想をお聞きたい。

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

今、委員から御指摘がございました国土強靱化基本法案、これは自民党から衆議院に提出されているところでございます。これは、委員のお話のとおり、東日本大震災を受け、国土の脆弱性がまさに露呈したということでございまして、一極集中の是正や多極分散型・複数国土軸の形成、あるいは大規模災害を未然に防ぐといったことが盛り込まれた法案と認識しているところでございます。今、まさにそのような社会情勢でございますので、我々自身もそういった内容が盛り込まれるように知事会におきましては、そういう観点で提言を盛り込んでいるところでございます。また、経済成長させるには、そういった社会インフラがなければなかなか難しいということもございまして、防災意識のところで大変重要だと思っております。まだまだ本県におきましては、社会整備がおくれてございますので、こういったことを契機に進むことを期待しているところでございます。

竹内委員

これは必ず通ると思いますので、そういう腹づもりで計画を進めていただきたい。特に道路問題が一番だと思います。

最後に、木屋平川上ヘリポート完成について、お礼を申し上げます。ここは、私が生まれたところの近くになります。下の太合というところは、山が崩れるといつも孤立してしまいます。ここに指定したということで、道路が寸断されなければ、祖谷の人も来れるかも知れません。そういうこともありますので、この件についてはお礼を申し上げて終わります。

岸本委員

それでは、私のほうから9月の補正予算について何点かお聞きし、まとめたいと思います。

まず、都市計画課の9億 3,300 万円という補正予算の中身について、鳴門総合運動公園がほぼ中心ということですが、全体設計について教えていただきたいと思います。

仁木都市計画課長

このたびの補正予算で計上させていただいております鳴門総合運動公園の9億 1,042 万円につきまして、岸本委員のほうから御質問をいただきました。

鳴門総合運動公園につきましては、三連動地震に備え、津波発生時の一時避難所、また支援物資の集積場あるいは自衛隊の活動拠点として、陸上競技場を耐震改修にあわせた防災拠点施設としての整備を進めているものでございます。今回の補正予算の内容につきましては、有利な財源である今年度の国の社会資本整備総合交付金の全国防災の制度を最大限に活用いたしまして、バックスタンド及びメインスタンドの耐震改修を進め、早急に防災拠点としての機能強化を図りたいと考えております。事業内容を簡単に説明させていただきますと、バックスタンドにつきましては、観客席、屋根、トイレ、浄化槽、多目的スペースといった防災設備の整備を行うこととしております。メインスタンドにおきましては、既存のスタンドがあるわけですが、耐震改修の早期着工を目指し、耐震の設計に取りかかるということで進めております。平時はスタジアムとして利用者の利便性の向上を図り、地震津波発生時には、県民の皆さんが安心できるように取り組んでまいりたいと考えております。

岸本委員

鳴門市のほうは最大7メートルの津波高となっています。その辺の浸水深というのがありますが、津波に対してはどのような対応になりますか。

仁木都市計画課長

津波の浸水深についての御質問でございます。

8月29日に内閣府が公表しました南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域の第二次報告によりますと、鳴門市内の浸水被害が最大となるケースでは、鳴門総合運動公園の南側で、最大一、二メートル程

度の浸水が予想されています。これを拡大してみると、鳴門総合運動公園のほとんどの部分につきましては津波浸水が発生しないものと想定されているため、避難所として十分活用できると考えております。

岸本委員

避難所の確保といったところでは、市町村の役割が大きいところですが、市町村との確認についてはどうですか。

仁木都市計画課長

鳴門市の避難計画との整合性ということでございますが、現在鳴門市におきまして、避難計画を検討中でございます。昨年の東日本大震災を受けまして、短時間で避難しなければならないということで、津波避難の考え方を入るべく検討されているということで、例えば、この地区の北側の住民の方を対象に妙見山を避難場所として整備するというような対策を考えられているということでございます。鳴門市のほうからは、陸上競技場の一時避難の受け入れにつきまして、公園の周辺あるいは南側の地区の 5,200 人を対象に避難場所としての容量を確保したいということで考えております。鳴門市の避難計画はことし中には検討され、来年の早い段階だと思うのですが、改正を目指すということでお聞きしておりまして、調整を進めているところでございます。

岸本委員

5月に会派のほうで市長村長との意見交換の場を持ちました。そのとき、鳴門市から県に対する防災関係の要望として、学校施設の耐震化、防災行政無線、木造住宅の耐震化、それから高速道路を避難場所にしてほしいというのがありました。今回、県がその運動公園を避難場所にしてはどうですかと言えば、断るはずはないと思いますが、今課長がおっしゃったように、鳴門市が考えているのは運動公園の北側にある妙見山。その間の住宅地の人に対し、県が運動公園を避難場所として使ってくださいと言ってもやっぱり津波が来たら、皆さんは山に逃げると思います。運動公園の南側の方は助かりますということで、県が避難場所を心配している割に鳴門市はどうしてもそこが欲しいのかどうかといったところで少し温度差を感じたため、ちょっと質問をさせていただきました。しかるにこの予算を見ますと、一般財源が 1,000 万円、県債が 8 億 4,000 万円、それから国庫補助金が出る。手持ちの現金が 1,000 万円で大きな事業ができる。防災関連でもあるし、有利な事業ができる。ちょっと申し上げたいのは、その辺の大きな額の事業を有利にとるということは、経済効果もあり、非常に大事な視点だと思いますが、防災・減災ということで、大上段にくくって整備するということであれば、鳴門市が求めている妙見山のほうの整備にもっと力を入れてあげる。要はサッカーの J1 昇格といったことで、何とかスポーツに力を入れたいということならわかるのですが、何でもかんでも防災・減災ということで、有利な事業をとっているところに少し懸念を持っておりますので、今お話をさせていただきました。

それからもう一つ、直轄河川事業関係ですが、1 億円の原資で 10 億円の県債です。直轄事業のため、県の負担等々で大きな事業になります。その内容や中身について教えていただけますか。

仁木都市計画課長

1点補足させていただきます。徳島県の広域防災計画におきまして、鳴門総合運動公園は自衛隊の活動拠点、候補地と位置づけているところでございます。それから鳴門市との調整の中で、先ほど申し上げました鳴門市の分では5,200人ということで定めるということになっていると思いますが、この陸上競技場の一時避難所については、改修後1万700平米になりまして、1人当たり2平米ということで、5,300人ということで、現在、鳴門市と調整しております。そこで、鳴門市と自衛隊も含めて現地を見ていただき、どういう活動拠点にするかということを決めさせていただいておりますので、念のためにちょっと申し上げさせていただきます。

岸本委員

この事業がだめだということではありません。現在、徳島県の県土整備部が実施している事業で、だめな事業はないと思っております。どこも本当にやらなければならないところばかりですし、だめだと言っているわけではありません。ただ、例えば津波が来て、浸水深がほとんど1メートル未満といったところでも瓦れきが流れてきて、危機管理上、果たしてそんなところがすぐに使えるのかといった問題が残ると思います。物資を置く場所が高台にあるのか、トイレが何階にあるのかといった細かな計画はわかりませんが、鳴門市が求めているのは、妙見山に逃げる、避難することへの検討であります。我々が話をさせていただいたのは5月ですので、8月に国から浸水深などが出たこともあり、状況が変わったかもしれませんが、高速道路を利用したいといった御要望があった中、ここの運動公園を何とかしてほしい、使わせてほしいというような強い要望がなかったため、その優先度についてお話をさせていただきました。この事業をやめるようにという話ではございません。どんどん進めてください。河川についてお願いします。

重本河川振興課長

今回の9月補正の河川の直轄事業についての御質問でございます。

河川の直轄事業といたしまして、今回補正で計上させていただいておりますのが旧吉野川、今切川及び那賀川などで実施されている河川堤防の地震津波対策でございます。全国防災枠の予算が配当されたことによりまして、補正をお願いしているところであり、今回の直轄負担金の補正といたしまして、この全国防災枠及び一般河川改修の事業費の決定に伴いまして、10億439万7,000円を計上させていただいております。地震津波対策につきましては、旧吉野川、今切川、那賀川におきまして、河川の堤防のかさ上げ、液状化対策、また水門や樋門の自動化や遠隔操作などが計画されている状況でございまして、現在、旧吉野川、今切川につきましては、昨年の3次補正予算で徳島市川内町加賀須野の堤防や松茂町笹木野堤防などの液状化対策を実施しており、引き続き今年度、松茂箇所などで同じような液状化対策を行うと聞いております。那賀川につきましても桑野川、派川那賀川でございますが、辰巳地区や那賀川町におきまして、昨年の3次補正で高潮の堤防の新設、これは津波対策にかかわるものでございますが、液状化対策を行っております。それに引き続きまして、今年度も同様の工事を実施していくと聞いております。今後とも地震津波対策の着実な実施に向け、国と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

岸本委員

県土整備委員会でも県内視察で今切川のところを見にいきましたが、どのぐらいかさ上げされるのでしょうか。そこは最大津波に対し、高さを保っているのですか。

重本河川振興課長

今計画している高さにつきましては、8月末に出ました最大津波に対応するものではございません。今、国のほうで考えているものは、数十年から百数十年で起こり得る地震津波に対応する高さということで、平成15年に中央防災会議が出した二連動の津波高を目標として、津波が液状化による沈下後の堤防を越えないような計画に基づいて、現在、整備を進めていると聞いております。

岸本委員

先日国が公表した最大の津波には対応できないという理解でよろしいですね。国のほうは事業化されていきますが、前回もお話をさせていただきました新町川などの県管理河川については、いつごろ対策を行うのでしょうか。

重本河川振興課長

県管理河川ということで、現在、海部川等において液状化対策に向けての調査を行っている状況でございます。御質問の徳島市内の川ということで、園瀬川や鮎喰川などは堤防状になっていますが、あとの市内の川については掘り込み河道であります。前回もちょっと説明させていただきましたが、掘り込み河道の場合、堤が沈下するということではなく、全体的に液状化する可能性があります。それらの対策については、検討しているところでございます。まずは守るべき高さ、要するに先ほどの数十年から百数十年に1回の津波高ということで、平成15年の中央防災会議の二連動を考えて、現在、国のほうで整備をしています、県といたしましてもそこらの設計津波高というのを検討してまいりたいと思っております。今回の新たな地震津波のデータ及び地形を入れまして、数十年から百数十年に1回起こり得る津波の高さやその対策工などを検討してまいりたいと思っております。

岸本委員

先日の満潮時、新町川の水位がかなり上がっていました。そんなときに津波が発生し、液状化したら、一気に住宅街が浸水する可能性があると思います。今の答弁によりますと、その辺についてははしないということではなく、検討されるということですか。

重本河川振興課長

築堤というのは、堤防を築き、その中で水を流すということでございますが、新町川などにつきましては、護岸が流水によって削られるのを保護するために設置したものであり、6月のときもお話をさせていただきましたが、昭和36年の第二室戸台風の高潮を基準としており、また掘り込み河道でございますので、耐震設計を行っていない状況でございます。

今、委員からお話がありましたように、どうしていくのかということでございますが、津波高を検討する中でどのぐらいの浸透があるか、また、当然液状化によって堤以外の背後地のほうの状況も変わってくる。先日出た資料によると、市内においては液状化する範囲が大変広がったように思います。そのような状況も含めまして、国のほうからの耐震指針といったものや動向も注視しながら対応を検討してまいりたいと思っております。

岸本委員

ぜひともお願いいたします。

それから、維持補修ということで今回3億 6,000 万円つけて、農林のほうも含めると全体で6億円ぐらいになったと思うのですが、それについては非常に少ない中でつけていただいて、ありがたいと思っております。しかし、今回の本会議で笠井委員長から質問がありました河川の砂利、それから築堤の雑木というのですか、多少の雑木も含め、先ほども出ました草の問題に対し、各市町村や住民の非常に多くの意見が出ているのですが、今回、そちらのほうに維持補修の予算がついてないということについて、どういうふう考えていますか。

中村県土整備政策課長

今回の維持関係の予算でございますが、県単独事業として6億 7,500 万円を計上させていただいております。昨年度の維持補修関係の最終予算額と今年度の9月現計予算で比較すると、107%の伸びになっております。今回の補正予算の事業内容でございますが、それぞれ各主管課のほうで事業箇所について鋭意検討を進めておりまして、具体的に申し上げますと、例えば河川維持では、河川海岸における護岸や樋門の修繕。また、道路維持の関係でございますが、中山間地域におきまして、緊急輸送道路や生活道路の落石対策や路肩の補修、それから沿岸部における陸閘の統廃合や補修ということで、現在検討しております。御質問がございました県道の草刈りや日常の維持補修につきましては、年度当初に各庁舎へ配分している中で、各庁舎が執行計画を立てながら対応しているものと考えております。ただ、執行に当たりまして、やはり年度途中で市町村や地域の方々からの御要望などが出てきますので、そのときは現況の調査を十分した上で、執行について検討をしているということを聞いております。

岸本委員

河川管理の問題については毎議会に出ていますので、ぜひ重く受けとめて対応をお願いしたいと思います。

最後になりますが、先ほどからずっと出ていました防災・減災の関係、それから維持補修に関しては、四、五年前まで最終的には 50 億円前後の予算がついていたのが、今は 30 億円であるため、それを何とかもとに戻す努力をしてほしいということで我が会派のほうからも要望しております。先ほどから聞いておりますと、県土整備部の予算については、維持補修だけでなく、補助事業もどうしようもない状態になっていると思います。対応しなければならないことも山積み。これに対し、来年度予算をきっちり確保してほしい。県の状況については我々議員も聞いており、ここ数年あんまり無理は言えませんでした。しかし、東日本大震災を受け

まして、三連動地震対策など、必要なものは必要だという状況下にあると。かといって、県の予算はなく、財政は厳しい。そうすると、よその部の予算を削るしかないでしょう。そのぐらいの気概を持ってほしい。そうしないと、どう考えてもふえません。よその部と戦ってでも予算を確保しなければ、次年度の予算が組めないのではないかと考えております。先ほど聞き忘れましたが、直轄事業にしても県内企業に経済効果があるのかということに対しては、どこまでどうあるのかわかりません。そうすると、県土整備部として補助事業で県内企業をしっかりと支えなければならない。なおかつ、防災・減災をやっていく。高架の問題も先ほど出ましたし、高速道路も南のほうに向かって進めなければならない。そうした中で、今年度の当初予算が昨年度に比べ微増したと。そんなレベルではないと思います。とにかく、我々としては、維持補修費を確保してほしいということで、最低限の要望を出しております。来年度の予算に向けての決意を最後にお聞かせいただきたい。県土整備部を代表して、本気でそう思っている方で結構ですので、教えてください。

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

今、委員から御指摘がございましたように、公共事業を取り巻く状況については大変厳しいものがあります。本県におきましてはまだまだ社会資本整備ができていない。あるいは防災・減災をさらに進めていかなければならない。また身近な問題では、維持補修の問題もかなり機能不全に陥っているようなところがございます。そのため、維持補修費を含め、公共事業予算のパイを大幅に確保するように努めなければならないと思っており、予算確保につきまして、そういった気概を持って取り組んでまいりたいと思っております。

笠井委員長

議事の都合により、休憩いたします。(14 時 45 分)

笠井委員長

再開します。(15 時 03 分)

質疑をどうぞ。

嘉見委員

竹内委員や岸本委員から話がありましたが、県南の高速道路についてであります。いつも一緒にのことを言っているのですが、何にも進んでいないと感じております。先日、重清議員が海部道路について質問をしまして、防災を絡め、命の道として待たなしというようなすばらしい答弁をいただきましたが、いつまでかかるのかなと思っております。鳴門一徳島間が平成 26 年度となっているわけですが、2 月議会では小松島一阿南間に 34 億円ぐらい予算がついているというお話がありまして、全体で 500 億円近い予算の中で、平成 31 年度までに大体できるのではないかとされています。しかし、三十何億円では 20 年もかかるのではないかと。また、津田のほうでは県の予算でいろいろ土地を買って備えているわけですが、桑野道路、福井道路、海部道路となると、何年先になるのかと思います。知事の答弁は物すごく格好よく、皆さんを守りますというようなことをおっしゃっているわけですが、三連道地震などまでに間に合うのかなと思います。いつも言うのですが、通れるようになって初めて道路だと。あっちもこっちもかかって、どこも通れないのではできていな

いのと同じです。どのような計画を立ててやろうとしているのか。笑い話ではありませんが、私の選挙区の民主党の議員がラーメン屋に行って、ここはかかるから立ち退いてくださいというようなお話をしたそうです。店の社長が私のところに飛んできて、そんなに早く立ち退かないといけないのですかと聞かれました。そこで、私のほうから 10 年も先だと言いました。そして、後日、国土交通省のOBの方から社長にそれは 20 年も先だという話があったそうです。高速道路ですので、ちょっとしたというのではなく、やっぱりインターチェンジからインターチェンジまでしなければならない。集中的にどこをするんだというものを出していただかないと、海部道路などと言われてもイメージがわいてこない。

#### 新居高規格道路課長

県南への高速道路などにつきましては、四国横断自動車道新直轄区間、阿南安芸自動車道、それから桑野・福井道路が事業化しております。四国8の字ネットワークを形成しまして、地域の活性化、平時の救急救命、それから災害発生時の命の道として、非常に重要な道路でございますので、県政の最重点項目の1つとして取り組んでおります。順次進捗状況を説明したいと思います。

まず、新直轄区間の阿南―小松島間の約 10 キロメートルでございますが、既に7割を超える用地取得を完了しております。用地取得ができたところから順次工事を進めております。そして完成した工事もございます。また、新那賀川橋、立江トンネル、それから現在、小松島市の天王谷地区で橋梁工事、改良工事なども進めております。今年度におきましては、新たに 640 メートルの田野トンネル、小松島インターチェンジの本体工事、それから小松島佐那河内線、県道をまたぐ田浦橋など、新たな工事に着手する見込みでございます。同じく新直轄区間でございますが、小松島―徳島東間の 7.7 キロメートルでございますが、去る8月 21 日に設計協議が全部完了し、これから用地取得に入っていくということで、まだ工事には着手しておりません。できるだけ早く用地取得に入れるように今後は用地の幅杭の設置や用地調査を順次進めていく予定でございます。そして、阿南―小松島間につきましては、事業費ベースの進捗率でございますが、今年度分の事業費を含め、約 43%の進捗状況でございます。また、小松島―徳島東間につきましては、まだ本工事に着手していないということで、約5%の進捗状況でございます。

一方、阿南安芸自動車道でございます。桑野道路につきましては、昨年度に事業着手いたしまして、現在、設計協議に着手すべく準備を進めているところでございます。福井道路につきましては、今年度新規事業に採択され、現在、測量や調査を実施しているところでございます。進捗率で言いますと、いずれも1%未満でございます。

新直轄区間の阿南―小松島間につきましては平成 15 年度、それからそれに続く小松島―徳島東間につきましては平成 17 年度に新直轄方式に決定された経緯がございます。このため、これまで先行して事業化いたしました阿南―小松島間の整備を重点的に進めてまいりました。ということで、進捗率では約 43%ということで、かなり整備が進んでいるところでございます。そういう経緯がございますが、道路はつながってこそ効果を最大限に発揮できるということで、小松島―徳島東間につきましても設計協議が完了したという契機をとらえ、新直轄区間全体の事業進捗を今後加速し、早期供用を目指してまいりたいと考えております。

それから、それに続く桑野・福井道路につきましては、まさに昨年度、それから今年度事業化したばかりでございます。緒についたばかりということで、今後設計協議などを通じ、地元調整に努め、着実に事業進捗を図るように国に協力してまいりたいと考えております。

#### 嘉見委員

小松島―阿南間が約 43%できているというようなお話でございますが、なかなか姿が見えず、山の中できているのかなと思います。この約 43%というのは、事業費ベースですか。

（「はい」と言う者あり）

ということは、三、四年でこれだけ進んでいるということですか。そこができるのが平成 31 年度。小松島―徳島東間も平成 31 年度ですか。小松島―徳島東間は約 5%とおっしゃっていましたが、平成 31 年度までにできるのですか。阿南―小松島間でもなかなか難しいと思いますが、これから本当に予算がどんどんつくのですか。

#### 中内道路局長

ミッシングリンクの整備ということでございますが、NEXCO 区間、これが平成 26 年度に鳴門―徳島間がつながる。さらに南下しまして、吉野川を渡る区間が一応協定の中では平成 31 年度供用ということでございます。先ほど、課長のほうから説明がありましたとおり、新直轄それから南のほうはもともと有料道路で整備する予定でございましたが、新たな国と地方の負担による新直轄ということで、阿南―小松島間が平成 15 年度、さらに小松島―徳島東間が平成 17 年度に新直轄で整備することとなったわけでございます。そして、有料区間が平成 31 年度に阿南―徳島東間でつながる計画でございますので、県としてはそれを目標にしてやっているところです。阿南―小松島間については、事業費ベースで約 43%ということでかなり進捗が進んでいますが、委員の御指摘のとおり、これからは事業費の確保が課題となってくる。そのため、国にそのことを伝えておりますし、事業が進むように用地の面で協力して、推進してまいりたいと考えています。

#### 嘉見委員

事業費ベースで約 43%ということですが、公共工事というものは大体おくれ、長くなるというのが通例でございますので、平成 31 年度を目標に全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、桑野道路、福井道路、海部道路の目標完成年度はいつですか。

#### 新居高規格道路課長

桑野道路、福井道路について、どのようなスケジュールで整備を進めていくのかという御質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、桑野道路は昨年度、福井道路は今年度事業着手されたところでございます。そのため、両道路ともまだ設計協議に入っていませんが、設計協議に入り、道路の形を確定させ、用地を買収し、本工事に着手してから何年という話になろうかと思います。両方合わせて大体 16 キロメートル程度でございますので、おおむね 10 年を目標にやってまいりたいと考えております。

嘉見委員

おおむね 10 年とは、いつから 10 年ですか。

新居高規格道路課長

本工事に着手してからということでございます。

嘉見委員

大体、測量などで2年ぐらいかかり、その翌年度から本工事にかかりますというような説明を受けましたが、来年くらいから着手していただけるのですか。

新居高規格道路課長

地元との協議が整っておらず、まだ設計協議に着手しておりません。設計協議が完了するまでに大体二、三年を要し、それから用地買収。それが終わってから本工事にかかるということでございます。

嘉見委員

桑野道路の場合、かかってからことしで2年になります。これから設計協議に入って、用地を買収し、本工事はいつまでかかる見込みですか。

中内道路局長

桑野道路、福井道路については、二年連続で大規模事業として事業化されたということで、日和佐道路が昨年度供用開始し、全線供用いたしました。事業でつながっているという状況でございます。一部はもう供用されていますが、日和佐道路までの筋道は立っている状況でございます。しかし、地元の協力が不可欠でございますので、その分については国に協力し、県としても地元の調整をしてみたいと考えております。それから用地買収、さらには工事着手ということになります。そういったことで先ほどの事業費の確保がやはり課題になってまいります。やはりミッシングリンクの整備ということで、私どもも国に対し、事業費の拡大を要望しておりますが、そういった中で事業費を確保してみたい。通常は、用地買収に入ってから10年程度でできる。用地買収にいつ入れるかということが課題になってくると考えております。

嘉見委員

大分わかりそうですが、計画として小松島―阿南間、桑野道路、福井道路、海部道路というようにするのですか。

中内道路局長

阿南までは四国横断自動車道ということで、高規格幹線道路でございます。そこから南は阿南安芸自動車道ということで、地域高規格道路でございます。やはりその辺で少し格の違いというのは確かにございます。

が、ミッシングリンクということで、四国の東南部の高速道路がつながっていないという状況でございますので、事業化された順番で順次整備を進めてまいります。

また、海部道路については、唯一計画も事業化もされていないという状況でございますが、三連動地震が発生した場合、津波により日和佐道路から高知県境までの4割近くが浸水するため、海部道路が津波回避バイパスになるということで、早急に事業化できるように私どものほうで動いている状況です。

#### 嘉見委員

桑野道路や福井道路ができていなくても海部道路はするという話ですか。それならば桑野道路や福井道路は頑張らないといけない。順番にしていってくれるのかと思ったら大分話が違っております。先ほどから言っているようにやっぱりお金がないと話にならないため、頑張ってくださいとお願いしておきます。

次に、橘湾の湾口防波堤の質問をさせていただきます。このような委員会などでは聞いたことはないのですが、個人的に県庁職員の方に県下で一番危険で被害が多いところをお聞きしますと、大体の方が橘湾とおっしゃっていました。以前、小池元部長から湾口防波堤の調査をするという答弁をいただきました。また、厳しい予算状況の中で、事業化はなかなか困難であるというお答えもいただきましたが、この辺についても一度お願いします。

#### 小谷野運輸総局長

ただいまの橘湾の津波対策につきまして、前回の事前委員会の御質問にあった件の再問でございます。

以前、御質問いただいたとき、調査をするという形で回答させていただいたところでございますが、実際、橘湾につきましては、湾口部におきましてもかなり開いている部分もございますし、また延長もかなりございます。そこで、津波対策を図るため、かつて調査の検討を行ったところでございますが、かなりの規模の事業費になるということで、現状において即事業化というのはなかなか難しい状況でございます。しかし、以前回答させていただきましたとおり、現在、新しい津波の想定なども検討しているところでございますので、そういった結果を踏まえつつ、また他地域での取り組み状況、新しい技術の状況といった多様な観点もございますので、改めまして研究を進めさせていただきたいと思います。

#### 嘉見委員

よろしく申し上げます。県からいろいろな防災の予算をつけていただいているわけですが、皆さんが一番危険だと思っている橘湾に予算がついていません。そして、国や県のほうで津波高などが出ていましたが、やっぱり辰巳のところではあんまり津波高が出ていません。皆さんは橘湾が危ないと思っている中、国のほうは辰巳のほうに予算をつけたことについて、物すごくおかしいなという気がするわけです。この辺を十分理解をしていただきまして、危険なところを重点的にやっていただきたいと思います。

#### 小谷野運輸総局長

橘湾におけるこれまでの被害状況につきまして、チリ地震津波、あるいはその前の昭和南海におきましても大きな被害を受けた地域であるという認識でございます。防潮堤の整備は第二室戸台風などでの整備と

いうこともございまして、津波高にどう対応できているかということにつきましては、まだ不十分なところが多々ございます。ただ、橘湾につきましては、かさ上げあるいは新しい施設の整備ということではございませんが、既存の施設や陸間が老朽化していますので、限られた予算の中ではございますが、橘湾におきましてもそういったところを重点的に取り組んでおり、御理解いただければと思います。今後とも橘湾につきましてはそういった現状の中で配慮し、津波防災減災対策を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

笠井委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第28号、  
議案第29号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表をごらんください。

初めに、請願第2号「徳島県南部健康運動公園について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

徳島県南部健康運動公園につきましては、これまで野球場、多目的広場、テニスコート4面等の施設を順次供用し、現在は平成25年の全日本レディースソフトテニス大会の開催に向け、残るテニスコート4面について、平成24年中の完成供用を目標に整備を進めております。

陸上競技場の整備につきましては、その整備手法について十分検討するとともに、地元阿南市やスポーツ関係団体の御意見をお聞きし、取り組んでまいりたいと考えております。

笠井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に請願第 21 号「県管理河川「岡川」の改良改修工事について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

県管理河川岡川の改良改修工事についてでございますが、昭和 46 年度から阿南市道文化橋から上流約 3.4 キロメートル間の河川改修に着手しております。清水橋上流から県道羽ノ浦福井線西方橋の間につきましては、本格的な改修工事に着手するまでの対応として、現地の状況を十分把握した上で、治水上支障となっている場合には、伐木やしゅんせつ等の対応を行ってきたところでございます。

岡川は、河川改修延長が長いことから早期に改修効果を発揮させるため、文化橋から国道 55 号、清水橋までの約 1 キロメートル区間を重点区間として、集中的に整備を進めているところでございます。清水橋上流部の改良改修工事につきましては、下流部の整備に引き続き、多自然川づくりを基本として整備を進めることとしております。

今後とも地元関係者の御協力を得て、早期整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

笠井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

意見が分かれましたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定をいたしました。

次に請願第 23 号「卯辰トンネル(仮称)建設の早期実現について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

卯辰トンネル建設の早期実現についてでございますが、主要地方道徳島北灘線、大麻町桧から北灘町折野間につきましては、北灘町折野で改良事業を進めており、今後とも早期完成を目指し、整備促進に努めてまいります。

また、卯辰トンネルにつきましては、残る未改良区間の整備状況や道路予算の状況等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

笠井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、意見が分かれたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第 25 号「ケンチョピアにおける使用料の設定及び許可申請手続きについて」のうち、②の「ケンチョピアにおける使用規制制定に向けた徳島県当局と利用者との協議会開催をはたらきかけること。」を審査いたします。

本件について理事者の説明を求めます。

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

ケンチョピアの適正な利用のあり方や係留、係船環境の改善などについて、県と利用者が協議を行うケンチョピア意見交換会を去る9月 18 日に開催したところであります。今後とも引き続き利用者と意見交換を行い、ケンチョピアの秩序ある管理と活性化を図ってまいりたいと考えております。

笠井委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「採択」と言う者あり)

本件は採択すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

御異議なしと認めます。

よって本件は採択すべきものと決定をいたしました。

次、請願第 27 号「一般県道大京原今津浦和田津線の自歩道(通学路)の設置について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

一般県道大京原今津浦和田津線の自歩道(通学路)の設置についてでございますが、当該路線の阿南市那賀川町江野島から小松島市坂野町の間につきましては、一般国道 55 号と並行し、地域の方々の生活道路としての役割を担っております。今般、陸上自衛隊徳島駐屯地が那賀川町小延地区において平成 24 年 3 月に開設されたところであり、当該路線の自歩道の設置につきましては、今後の道路交通量の動向、道路予算の状況等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

笠井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「採択」と言う者あり)

(「継続」と言う者あり)

それでは、意見が分かれたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定をいたしました。

これをもって、請願の審査を終わります。

#### 【請願の審査結果】

採択とすべきもの(簡易採決)

請願第 25 号②

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第 2 号、請願第 21 号、請願第 23 号、請願第 27 号

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件につきましては、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（15 時 39 分）